特別養護老人ホーム虹の園
(介護予防)短期入所生活介護事業所運営規程

(目　的)

第１条　この規程は、社会福祉法人緑虹会が開設運営する「特別養護老人ホーム虹の園」(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第２条　利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第３条　本事業において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。又、短期入所生活事業も、併せて行うものとする。

２　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

３　相当期間以上にわたって継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

４　利用の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

５　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないように努める。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

６　提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

(事業所の名称)

第４条　本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　特別養護老人ホーム虹の園

所在地　　鹿児島県大島郡宇検村須古２番地４

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　医師　　１名（非常勤）
　医師は、利用者の健康保持を図るものとする。
三　生活相談員（介護支援専門員）　１名（常勤で特養と兼務）
　生活相談員、利用者やその家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整を図るものとする。
四　看護職員　　２名以上（常勤で特養も兼務）
　看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
五　介護職員　　１７名以上（常勤・非常勤で特養も兼務）
　介護職員は、介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
六　栄養士　　１名　（常勤・兼務）
　栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、食事の提供を行う。
七　機能訓練指導員　１名以上（常勤で特養と兼務）
　機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて、日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
八　調理員、その他の従業員　　当該事業所の実情に応じた数

（利用定員）
第6条　当該事業所における(介護予防)短期入所生活介護事業の利用定員は、１５名とする。

（指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料等）
第７条　指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

（その他の費用）
第８条　事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
(1) 送迎に要する費用　　(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
(2) 食材料費　　１食当たり 482 円
(3) 滞在費
(4) 理美容代その他実費相当分
２　前項の費用を利用者から徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）
第9条　通常の送迎の実施地域は、宇検村、大和村、瀬戸内町、奄美市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第 10 条　利用者及びその家族は、サービス利用に当たっては次の事に留意すること。
　サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
２　サービスの提供を受けようとする利用者は、他の利用者の迷惑にならないように、従業者の指示に従うこと。

（緊急時等の対応）
第 11 条　事業者は、現に指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

一　救急車の要請

当施設における医療には限界がある。医師の指示がある場合、もしくは夜間では速やかに医療機関における適切な医療行為を受ける必要がある。このような場合には、救急車の要請をする。

① １１９番通報　宇検村消防に直接電話する。宇検消防分駐所：６７－２３３４
病気であること、病状
年齢、性別
施設の名称、住所
自分の名前
使用の電話番号を告げる。
② 救急車同行職員を決定し、必要書類、現金、携帯電話を持ち準備を整える。
③ かかりつけの医師に連絡し、受診を依頼する。応じられるか否かを確認する。
④ 施設の出入り口で、職員が待つ。
⑤ 受診する医療機関が決まっていたら、その旨を救急隊に告げる。
かかりつけの医師が応じられない場合は、救急隊に任せる。
⑥ 行き先決定。
・ 施設責任者等に連絡し、報告する。
・ 家族（身元引受人。身元保証人）等に、連絡し、病院へ行って頂く。
①～⑥までを出来る限り複数の職員で関わり、迅速に対応出来る様に同時進行させる。

二　介護事故の記録

上記、緊急時対応を行い、その状況を正確に報告する。
・ 指定用紙に記録する。
・ どういう事故が発生したのか。

・ 事実をしっかりと確認した職員は誰か。
・ 事故前に何らかのコミュニケーションはあったか（言葉、表情、態度の変化）
・ その後の対応は、誰がどのような行動をとったのか。その流れと時間を追って記録する。
・ 管理者に報告する。

（事故発生時の対応）

第 12 条　事業所は、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

３　　事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（非常災害対策）

第 13 条　愛護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、事業者は利用者の　避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的な対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

２　非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

３　緊急時等における対応は、地震・風水害時対策組織図・役割、緊急火災通報網及び職員連絡一覧により適切かつ迅速な対応に努める。

（利用者の同意）

第 14 条　本事業所は、サービスの提供の開始に際して、（費用の支払いを含む。）あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの開始）

第 15 条　本事業所は、利用者の、居宅サービス計画が策定されている場合は、その計画に沿って指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。

２　本事業所は、利用者から指定(介護予防)短期入所生活介護の変更を希望する旨の相談があった場合は、指定居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。

３　本事業所は、利用者が居宅サービス計画を作成していない際は、利用者が計画を策定できるよう指定居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行う。

（短期入所生活介護の作成）

第 16 条　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況および意向並びにその置かれている環境を踏まえて、指

定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の(介護予防)短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための機能訓練並びに入浴および食事の提供その他の日常生活上の世話の具体的な内容等を記載した指定(介護予防)期入所生活介護計画を作成する。

2　管理者は、それぞれの利用者に応じた指定(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するとともに、指定(介護予防)短期入所生活介護計画を交付する。

3　指定(介護予防)短期入所生活介護計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。

(サービス提供記録の記載)

第 17 条　本事業所は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、その提供日および内容当該指定(介護予防)短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 18 条　利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付して市町村に通知する。

一　正当な理由なしに指定(介護予防)短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる時。

二　偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(研修の実施)

第19条　(介護予防)短期入所生活介護事業所は、従事者等質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一　採用時研修　　採用後 1 か月以内

二　継続研修　　年 1 回以上

(秘密保持等)

第 20 条　事業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するものとする。事業者は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとし事業者はこの旨を雇用契約の内容とする。

2　サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

3　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持し、第三者に漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの情報を保持することる。

(苦情処理)

第 21 条　提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善

措　　置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

３　第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果を掲示板にて開示する。

（記録の整備）

第 22 条　事業所は、この事業を行うため、施設および設備構造、職員等並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する

記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（個人情報の保持）

第 23 条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに務めるものとする。

2　事業所は、提供した事業所に関し介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書の提出・提示及び当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村が行う指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した事業に係る利用者及び家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 24 条　事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待を防止するための職員に対する研修の実施

二　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三　その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他）

第 25 条　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑虹会の理事長が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年８月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年　１月２4 日から施行する。

附　則

この規程は、平成２7 年　 4 月　1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年　　4 月　1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年　　4 月　1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年　　2 月 26 日から施行する。